

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る自立支援医療費（精神通院）
及び精神障害者保健福祉手帳の更新申請手続きの臨時的取扱いについて

京都府精神保健福祉総合センター
(医療福祉課：電話 075-641-1815)

令和3年1月15日付け、厚生労働省の事務連絡を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の更新申請について、下記のとおりのお取り扱いとしますので、お知らせします。

記

I 自立支援医療費（精神通院）

通常の治療のための受診では無く、更新申請にあたり添付が必要な診断書の取得のみを目的とした受診を極力避けるため、診断書を事後提出して差し支えないものとします。

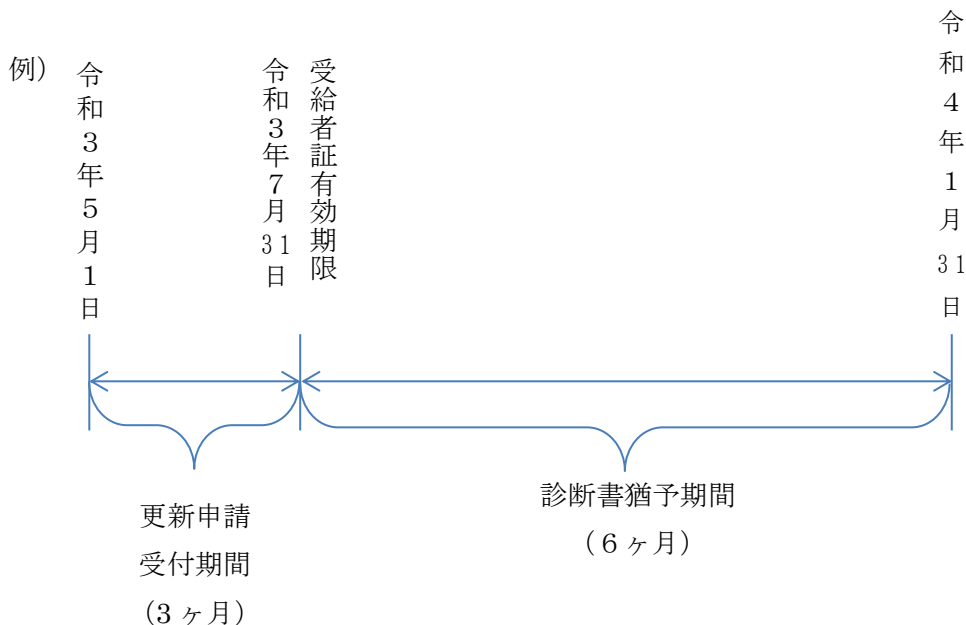
更新申請については有効期限内での申請が必要です。

○ 対象者

受給者証の有効期限が令和3年3月1日から令和4年2月28日までの間に到来する方

○ 診断書の提出猶予期間

受給者証の有効期限の翌日から起算して6ヶ月（該当する日が土曜、日曜又は休日に当たる場合は、次の直近の開庁日）



※ 申請時期により、受給者証の交付が現在の有効期限の後になることがあります。
自立支援医療費の償還払（受給者への直接支払い）はできませんので、各医療機関等におかれましては、受給者の不利益にならないよう、ご配慮をお願いします。

II 精神障害者保健福祉手帳

通常の治療のための受診では無く、更新申請にあたり添付が必要な診断書の取得のみを目的とした受診を極力避けるため、診断書を事後提出して差し支えないものとします。

また、有効期限経過後の更新申請も受け付けています。

○ 対象者

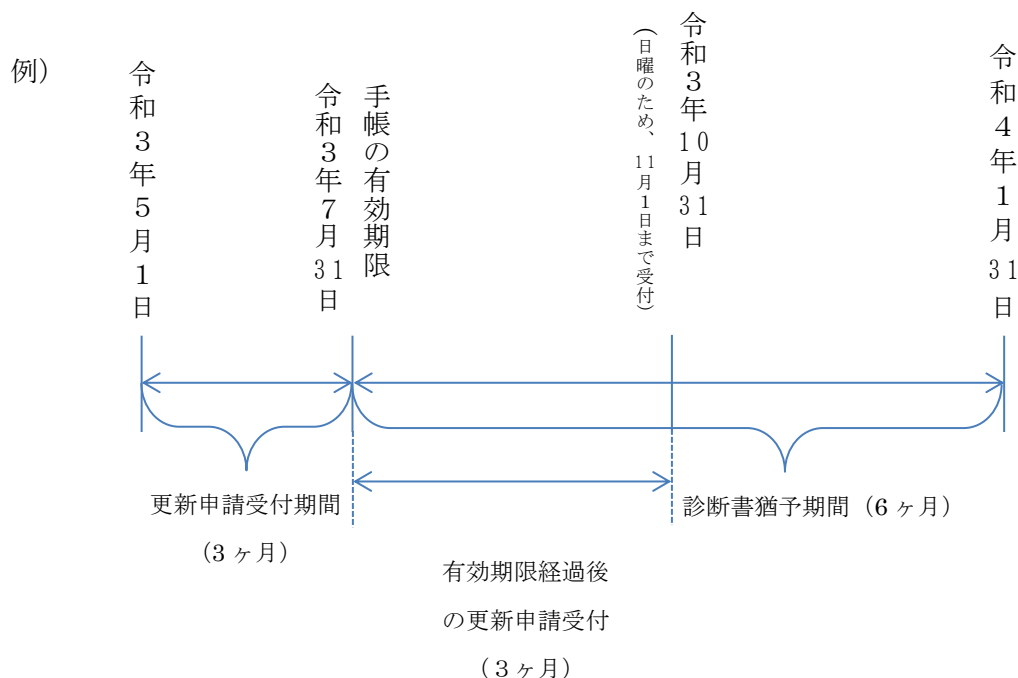
手帳の有効期限が令和3年3月1日から令和4年2月28日までの間に到来する方

○ 診断書の提出猶予期間

手帳の有効期限の翌日から起算して6ヶ月（該当する日が土曜、日曜又は休日に当たる場合は、次の直近の開庁日）

○ 有効期限経過後の更新申請

手帳の有効期限の翌日から起算して3ヶ月（該当する日が土曜、日曜又は休日に当たる場合は、次の直近の開庁日）



III その他（自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳共通）

- ・ 申請書の様式及び添付書類は、京都府精神保健福祉総合センターのホームページにも掲載していますので、ご利用ください。
- ・ 申請は、郵送等での受付も行っておりますので、各市町村にお問い合わせください。
- ・ 診断書が猶予期間内に提出されない場合、以降の効力は取消しになります。
- ・ 診断書の審査結果により、以降の効力が取り消されることがあります。
- ・ 更新申請は、有効期限の3ヶ月前から受付しますので各医療機関等におかれましては、受給者が受診された際、速やかに更新申請をするようアドバイスをお願いします。

※なお、今回の対応については都道府県・政令市によって異なりますのでご注意ください。